

議案第 47 号

橋本市文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例

橋本市立文教施設利用に関する条例(平成18年橋本市条例第107号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表
 中下線及び太線の部分である。

改正後	改正前
<p>(使用料) 第8条 文教施設の使用料は、別表第1から別表第4に定める額に、当該額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額(10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。) とする。 2 利用者は、別表第1の1に規定する施設に係る使用料については、次の各号に該当するときは、前項の規定により算出した基本使用分に係る使用料の額に、当該各号に定める割合を乗じた額を加算又は減額した額を納入しなければならない。 (1) 冷房実施期間(6月1日から9月15日まで)及び暖房実施期間(12月1日から3月31日まで)中に利用する場合(ただし、冷房実施期間及び暖房実施期間はその年の気象状況によって変更する場合がある。) 5割加算 (2) 市外居住者が利用する場合 5割加算 (3) 入場料又は入場料に類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合は、次の割合による額を加算する。 入場料等の最高額が 500円以下のとき 2割 500円を超え1,000円以下のとき 5割 1,000円を超えるととき 10割 (4) 2階大ホールを営利を目的として利用する場合(入場料等を徴収しないときに限る。) 10割加算 (5) 舞台のみを利用する場合 7割減額(ただし、冷暖房を使用する場合は2割減額)</p>	<p>(使用料) 第8条 文教施設の使用料は、別表第1から別表第4までのとおりとする。</p>

3 利用者は、別表第1の2に規定する付属設備に係る使用料については、次の各号に該当するときは、第1項の規定により算出した基本使用分に係る使用料の額に、当該各号に定める割合を乗じた額を加算した額を納入しなければならぬ。

(1) 市外居住者が利用する場合 5割

(2) 営利を目的として利用する場合 10割

4 利用者は、別表第2の1に規定する施設に係る使用料については、次の各号に該当するときは、第1項の規定により算出した基本使用分に係る使用料の額に、当該各号に定める割合を乗じた額を加算した額を納入しなければならぬ。

(1) 冷房実施期間(6月1日から9月15日まで)及び暖房実施期間(12月

1日から3月31日まで)中に利用する場合(ただし、冷房実施期間及び暖房実施期間はその年の気象状況によって変更する場合はある。) 5割

(2) 市外居住者が利用する場合 5割

(3) 入場料又は入場料に類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合は、次の割合による額を加算する。

入場料等の最高額が

500円以下のとき 2割

500円を超え1,000円以下のとき 5割

1,000円を超えるとき 10割

5 利用者は、別表第2の2に規定する施設に係る使用料については、次の各号に該当するときは、第1項の規定により算出した基本使用分に係る使用料の額に、当該各号に定める割合を乗じた額を加算した額を納入しなければならぬ。

(1) 冷房実施期間(6月1日から9月15日まで)及び暖房実施期間(12月1日から3月31日まで)中に利用する場合(ただし、冷房実施期間及び暖房実施期間はその年の気象状況によって変更する場合はある。) 5割

(2) 市外居住者が利用する場合 5割

(3) 入場料又は入場料に類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合は、次の割合による額を加算する。

入場料等の最高額が

500円以下のとき 2割

500円を超え1,000円以下のとき 5割

1,000円を超えるとき 10割

6 利用者は、別表第3に規定する施設に係る使用料については、次の各号に該当するときは、第1項の規定により算出した基本使用分に係る使用料の額に、当該各号に定める割合を乗じた額を加算した額を納入しなければならぬ。

(1) 冷房実施期間(6月1日から9月15日まで)及び暖房実施期間(12月

1日から3月31日まで)中に利用する場合(ただし、冷房実施期間及び暖房実施期間はその年の気象状況によって変更する場合はある。) 5割

(2) 市外居住者が利用する場合 5割

(3) 入場料又は入場料に類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合は、次の割合による額を加算する。
入場料等の最高額が

500円以下のとき 2割

500円を超え1,000円以下のとき 5割

1,000円を超えるとき 10割

7 市外居住者が別表第4に規定する施設を利用する場合は、第1項の規定により算出した使用料の額に、当該額の5割を加算した額を納入しなければならぬ。

8 略

別表第1(第8条関係)

1 中央公民館(3階)・文化会館(2階・4階)基本使用料

(単位：円)

区分	利用時間			夜間
	午前	午後	夜間	
	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	
2階大	7,572	11,067	15,534	
ホール	6,886	10,000	14,077	
3階第1研修室	2,715	4,267	6,115	
第2研修室	1,353	2,039	3,010	

2 略

別表第1(第8条関係)

1 中央公民館(3階)・文化会館(2階・4階)基本使用料

(単位：円)

区分	利用時間			夜間
	午前	午後	夜間	
	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	
2階大	7,950	11,620	16,310	
ホール	7,230	10,500	14,780	
3階第1研修室	2,850	4,480	6,420	
第2研修室	1,420	2,140	3,160	

第3研修室	1,934	3,010	4,267	第3研修室	2,030	3,160	4,480
第4研修室	677	1,067	1,648	第4研修室	710	1,120	1,730
第5研修室	677	1,067	1,648	第5研修室	710	1,120	1,730
幼児室	867	1,258	1,839	幼児室	910	1,320	1,930
和室研修室	1,448	2,324	3,296	和室研修室	1,520	2,440	3,460
視聴覚室	3,105	4,753	6,886	視聴覚室	3,260	4,990	7,230
4階第4展示室	2,420	3,686	5,334	4階第4展示室	2,540	3,870	5,600
第5展示室	2,715	4,267	6,115	第5展示室	2,850	4,480	6,420
第6展示室	5,239	8,153	11,648	第6展示室	5,500	8,560	12,230
第7展示室	677	1,162	1,648	第7展示室	710	1,220	1,730
備品庫	677	1,162	1,648	備品庫	710	1,220	1,730
美術品収蔵庫	677	1,162	1,648	美術品収蔵庫	710	1,220	1,730
準備室	772	1,162	1,743	準備室	810	1,220	1,830

備考

- (1) 冷暖房の実施期間は、次のとおりとし、その期間中は、基本使用料の5割を加算する。ただし、実施期間については、その年の気象事情により変更する場合がある。
- 冷房 6月1日から9月15日まで
 - 暖房 12月1日から3月31日まで
- (2) 市外居住者が利用するときは、基本使用料の5割を加算する。
- (3) 入場料又は入場料に類するものを徴収する場合は、基本使用料に次の割合による額を加算する。
- 入場料等の最高額が
 - 500円以下のとき 2割
 - 500円を超え1,000円以下のとき 5割
 - 1,000円を超えるとき 10割

(1)・(2) 略				(4) 営利を目的として利用するとき(入場料を徴収しないときに限る。)は、ホール基本使用料の10割を加算する。 (5) 舞台のみ利用したときは、基本使用料の3割の額とする。ただし、冷暖房を使用したときは、基本使用料の8割の額とする。 (6)・(7) 略			
2 附属設備基本使用料				2 附属設備基本使用料			
区分	数量	使用料	備考	区分	数量	使用料	備考
放送設備	1式	1,934	マイク2本	放送設備	1式	2,030	マイク2本
ピンスポット	1台	191		ピンスポット	1台	200	
16mm映写機	1台	1,934	スクリーン共	16mm映写機	1台	2,030	スクリーン共
オーバーヘッドプロジェクター	1台	1,934	スクリーン共	オーバーヘッドプロジェクター	1台	2,030	スクリーン共
会議室用拡声装置	1台	286	マイク1本付き	会議室用拡声装置	1台	300	マイク1本付き
ワイヤレスマイク	1本	477		ワイヤレスマイク	1本	500	
マイクロホン	追加1本	191		マイクロホン	追加1本	200	
ピアノ(セミグランド)	1台	1,934		ピアノ(セミグランド)	1台	2,030	
ピアノ(アップライト)	1台	1,448		ピアノ(アップライト)	1台	1,520	
展示パネル(大)	1枚	191		展示パネル(大)	1枚	200	
展示パネル(小)	1枚	96		展示パネル(小)	1枚	100	
ビデオテープレコーダー(VHS)	1台	962	テレビ共	ビデオテープレコーダー(VHS)	1台	1,010	テレビ共
スライド映写機	1台	962	スクリーン共	スライド映写機	1台	1,010	スクリーン共
カセットテープレコーダー	1台	477		カセットテープレコーダー	1台	500	
レクチャーテーブル	1台	477		レクチャーテーブル	1台	500	
ビデオプロジェクター	1台	1,934		ビデオプロジェクター	1台	2,030	
備考				備考			

(1) 市外居住者が利用するときは、基本使用料の5割を加算する。
 (2) 営利を目的として利用するときは、基本使用料の10割を加算する。
 (3) 略

別表第2(第8条関係)
 1 紀見地区公民館、学文路地区公民館、隅田地区公民館、橋本地区公民館、紀見北地区公民館、西部地区公民館、恋野地区公民館基本使用料

区分	利用時間	(単位:円)		
		午前	午後	夜間
9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00		
会議室兼大研修室		1,010	1,010	1,520
和室(児童室)		1,010	1,010	1,520
実習室		1,010	1,010	1,520

備考
 (1) 冷暖房の実施期間は、次のとおりとし、その期間中は、基本使用料の5割を加算する。ただし、実施期間については、その年の気象事情により変更する場合がある。
 冷房 6月1日から9月15日まで
 暖房 12月1日から3月31日まで
 (2) 市外居住者が利用するときは、基本使用料の5割を加算する。
 (3) 入場料又は入場料に類するものを徴収する場合は、基本使用料に次の割合による額を加算する。
 入場料等の最高額が
 500円以下のとき 2割
 500円を超え1,000円以下のとき 5割
 1,000円を超えるととき 10割
 (4)・(5) 略

(1) 略

別表第2(第8条関係)
 1 紀見地区公民館、学文路地区公民館、隅田地区公民館、橋本地区公民館、紀見北地区公民館、西部地区公民館、恋野地区公民館基本使用料

区分	利用時間	(単位:円)		
		午前	午後	夜間
9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00		
会議室兼大研修室		962	962	1,448
和室(児童室)		962	962	1,448
実習室		962	962	1,448

備考
 (1)・(2) 略

2 高野口地区公民館基本使用料 (単位：円)				2 高野口地区公民館基本使用料 (単位：円)					
区分	利用時間	午前 9:00~12:00	午後 13:00~17:00	夜間 18:00~22:00	区分	利用時間	午前 9:00~12:00	午後 13:00~17:00	夜間 18:00~22:00
研修室・2		962	962	1,448	研修室 1・2		1,010	1,010	1,520
創作室		962	962	1,448	創作室		1,010	1,010	1,520
多目的室		962	962	1,448	多目的室		1,010	1,010	1,520
資料室		962	962	1,448	資料室		1,010	1,010	1,520
相談室		962	962	1,448	相談室		1,010	1,010	1,520
研修室 3・4		962	962	1,448	研修室 3・4		1,010	1,010	1,520
研修室 5		962	962	1,448	研修室 5		1,010	1,010	1,520
調理室		962	962	1,448	調理室		1,010	1,010	1,520

備考

- (1) 冷暖房の実施期間は、次のとおりとし、その期間中は、基本使用料の5割を加算する。ただし、実施期間については、その年の気象事情により変更する場合がある。
 冷房 6月1日から9月15日まで
 暖房 12月1日から3月31日まで
- (2) 市外居住者が利用するときは、基本使用料の5割を加算する。
- (3) 入場料又は入場料に類するものを徴収する場合は、基本使用料に次の割合による額を加算する。
 入場料等の最高額が
 500円以下のとき 2割
 500円を超え1,000円以下のとき 5割
 1,000円を超えるとき 10割
- (4)・(5) 略
- (6) 陶芸用設備(電気陶芸窯)の使用料は、次のとおりとする。
 素焼き 1回 2,100円
 本焼き 1回 2,600円

- (1)・(2) 略
- (3) 陶芸用設備(電気陶芸窯)の使用料は、次のとおりとする。
 素焼き 1回 2,000円
 本焼き 1回 2,477円

別表第3 (第8条関係) 学校施設基本使用料		(単位：円)		
利用時間	午前	午後	夜間	
区分	8:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	
教室(1教室につき)	96	96	96	
屋内運動場	953	953	953	
屋内運動場電気料	477	477	477	
運動場	477	477	477	

備考

(1) 冷暖房の実施期間は、次のとおりとし、その期間中は、基本使用料の5割を加算する。ただし、実施期間については、その年の気象事情により変更する場合がある。
 冷房 6月1日から9月15日まで
 暖房 12月1日から3月31日まで

(2) 市外居住者が利用するときは、基本使用料の5割を加算する。

(3) 入場料又は入場料に類するものを徴収する場合は、基本使用料に次の割合による額を加算する。
 入場料等の最高額が
 500円以下のとき 2割
 500円を超え1,000円以下のとき 5割
 1,000円を超えるとき 10割
 (4)・(5) 略

別表第3 (第8条関係) 学校施設基本使用料		(単位：円)		
利用時間	午前	午後	夜間	
区分	8:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	
教室(1教室につき)	100	100	100	
屋内運動場	1,000	1,000	1,000	
屋内運動場電気料	500	500	500	
運動場	500	500	500	

備考

(1) 冷暖房の実施期間は、次のとおりとし、その期間中は、基本使用料の5割を加算する。ただし、実施期間については、その年の気象事情により変更する場合がある。
 冷房 6月1日から9月15日まで
 暖房 12月1日から3月31日まで

(2) 市外居住者が利用するときは、基本使用料の5割を加算する。

(3) 入場料又は入場料に類するものを徴収する場合は、基本使用料に次の割合による額を加算する。
 入場料等の最高額が
 500円以下のとき 2割
 500円を超え1,000円以下のとき 5割
 1,000円を超えるとき 10割
 (4)・(5) 略

別表第4 (第8条関係)
高野口中学校運動場夜間照明施設使用料

区分	1時間につき	(単位：円)
市民が使用する場合	1,429	
市民が使用する場合		1,500

備考 略	市外居住者が使用する場合	上記金額の5割増
	備考 略	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の橋本市立文教施設利用に関する条例に規定する施設の使用料は、この条例の施行の日以後に利用の許可を行うものについては、同日前に利用の許可を行うものについては、なお従前の例による。